

第 2 7 2 回福島県災害対策本部員会議
第 1 2 回福島県東日本大震災復旧・復興本部会議

○日 時：平成 2 4 年 7 月 2 日（月） 9：5 0～1 0：1 5

○場 所：自治会館 3 階 3 0 3 会議室

○内 容

※災害対策本部員会議・・・省略

(1) 福島復興再生基本方針（案）について

企画調整部長：別紙「資料 1－1」により説明

福島復興再生基本方針については、3 月に交付・施行された福島復興再生特別措置法に基づき国から案が示されたが、これに対する知事の意見、回答案を諮りたい。

福島復興再生基本方針案については、政府が福島の復興再生のために講ずる施策の根幹をなすものであり、財政面で裏打ちされた中身の濃いものとするよう、これまで強く求めてきたが、1 0 0 ページを超える肉厚な方針案が国からは示されたところ。

先月 2 0 日に、内閣総理大臣名で、基本方針に対する法定の意見照会があり、各市町村長を始め各部長の皆様に、県意見案に対する照会をさせていただいた。議会対応等お忙しい中、短期間で意見集約に協力いただき感謝します。

案に対する県意見は、市町村の意見を踏まえ、明日 3 日には、正式に文書で回答したいと考えており、その主な意見について取りまとめたので報告します。

資料 1－1 をご覧下さい。

意見案では、大きく三つ、「基本方針に記載された事項の確実な実現を求めるもの」、「基本方針の修文を求めるもの」、「その他」の区分で整理することとしました。

資料 1－1 では、その中でも特に重要な部分を抽出したものを示しています。

まず、冒頭の文章にあります。施策・事業に対する予算の確保を求める意見が市町村、庁内から多く出されたところであり、毎年度、必要な予算を十分に確保することを始め、避難指示区域の復興・再生、原子力発電所の安全確保等、県民向けに分かり易い P R を行うことなどについて、意見を考えています。

次に、基本方針の修文を求めるもので、「○」で示していますが、福島の復興・再生を図る上で極めて緊急性・重要性が高く、本文案の記述では不十分と判断した項目であります。主なものについては、昨日、復興再生協議会において、知事からも三大臣に対して強く要請しています。

一つ目は、「「ふくしま産業復興企業立地補助金」拡充のための財源確保」です。これは、県内市町村や各企業からの要望が多い・強いところであり、所要額を積み増すことの明記を求めたい。

二つ目は、「東日本大震災復興交付金等、福島復興再生のための財政措置」です。復興交付金について制度の弾力化、自由度の高い交付金制度の検討等を行う旨の明記を求めたい。

三つ目は、「J R 常磐線の早期全線復旧」です。これは、国が責任を持って取り組む記載が弱いことから、国が責任を持って、「早期全線復旧を確実に促進する」ことの明記を求めたい。

四つ目は、「避難対象地域等、全県の除染目標」です。追加被ばく線量の年間1 mSv以下を目指す旨の明記を求めたい。

五つ目は、「森林の除染」です。本県の県土の7割が森林。森林の除染なくして県民生活の安心と安全は確保出来ないということから、早期に方針を示し、実施する旨の明記を求めたい。

六つ目は、「再生可能エネルギー、医療機器関連の拠点の整備」です。これらについて、機能の強化にとどまらず、「拠点整備」の明記を求めたい。

資料1-1の説明については、以上です。

これまで、各部局との調整の中で、国と引き続き協議が必要な事項や、検討中の課題など、今回の基本方針案への意見に反映できなかったものも多くあるが、今回の回答で終わりではなく、これがスタートだということを理解いただきたい。

資料1-2は、基本方針を30のポイントに要約したものです。活用してください。

なお、昨日の知事から強い要請に対して、大臣から明確な返事はありませんでした。それを踏まえ、本日申し上げた主な意見について、国に対して、(法定の)回答文で強く要請していきたい。

説明は以上です。

知事

昨日、第6回復興再生協議会の中で、国から基本方針に対する報告がありましたが、企画調整部長から報告があったように、6項目のうちあえて5項目について、基本方針へ明記するよう要望しましたが、大臣から明確な返事はありませんでした。そういうこともあって、さらに政府側に、この6項目についてしっかり対応してもらおうよう求めていきたい。これから気持ちを一つにして、皆さんそれぞれ頑張っていたきたい。

(2) その他

企画調整部長

ひとつ、宿舎等確保対策プロジェクトチームから皆さまにお願いがございます。

今月13日の国への提案・要望活動を行い、知事から復興大臣に直接宿舎対策について要望し、平野復興大臣からも公共工事の積算基準の見直しについて言及があったところですが、今後、除染やインフラ復旧作業が本格化することから作業員等の宿舎不足が懸念されています。

国、県、市町村等の復旧・復興に向けた工事等が発注されますと、それに伴って受注者が自ら宿舎を建設することも予想されます。工事等の規模によっては宿舎等施設が数百人規模になるケースも考えられます。

つきましては、新たに宿舎等の建設を予定する際には、地域の方々にとっては新たに外部の方々が一時的に住むことになるので、防犯上の問題を始め、地元住民に対し十分な説明を行い理解を得るよう、県発注工事等においては各部局から、国や市町村の発注工事等についても関係部局を通じ、受注者及び関係団体に対し注意喚起をお願いしたい。